

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
III 主要行等監督上の評価項目	III 主要行等監督上の評価項目
III-2 財務の健全性等	III-2 財務の健全性等
III-2-3 リスク管理	III-2-3 リスク管理
III-2-3-2 信用リスク管理	III-2-3-2 信用リスク管理
III-2-3-2-1 信用リスク管理・総論	III-2-3-2-1 信用リスク管理・総論
III-2-3-2-1-2 主な着眼点	III-2-3-2-1-2 主な着眼点
(1) ~ (9) (略)	(1) ~ (9) (略)
(新設)	(10) <u>清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切に管理しているか。</u> <u>① 中央清算機関との取引固有のリスク</u> <u>② 適格中央清算機関が服している規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク</u> <u>③ 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拠出の清算基金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク</u>
(中略)	(中略)
III-3 業務の適切性等	III-3 業務の適切性等
III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
III-3-2-4 開示に当たっての留意事項	III-3-2-4 開示に当たっての留意事項
III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2）	III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2）

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(2) 定性的な開示事項 (新設)</p>	<p>2第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 国際統一基準行において、「自己資本比率告示第3条又は第26条</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>① 「自己資本調達手段の概要」には、告示第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項及び第40条第2項並びに「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「連結自己資本比率告示」という。）第5条第2項及び第17条第2項に規定されたステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に</p>	<p>に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結自己資本比率告示第3条又は第26条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 <p>□ 国際統一基準行において、「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧表示等の方法により適切に記載されているか。</p> <p>② 国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」には、告示第28条第2項及び第40条第2項並びに「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「持株自己資本比率告示」という。）第5条第2項及び第17条第2項に規定されたステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に係る発行</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>係る発行条件を記載しているか。</p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ハ (略)</p> <p>二. 「次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各ポートフォリオに含まれるエクスボージャーの種類 ・ P D (先進的内部格付手法を採用している場合には加えて L G D 及び E A D) の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ (これらの変数の導出に用いられた前提を含む。) ・ 告示及び<u>連結</u>自己資本比率告示で定められたデフォルトの定義との相違点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、当該相違点の内容に関する説明 (当該相違点が影響を与えるポートフォリオの種類の説明を含む。) <p>③～⑨ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>条件を記載しているか。</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ハ (略)</p> <p>二. 「次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手續の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各ポートフォリオに含まれるエクスボージャーの種類 ・ P D (先進的内部格付手法を採用している場合には加えて L G D 及び E A D) の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ (これらの変数の導出に用いられた前提を含む。) ・ 告示及び<u>持株</u>自己資本比率告示で定められたデフォルトの定義との相違点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、当該相違点の内容に関する説明 (当該相違点が影響を与えるポートフォリオの種類の説明を含む。) <p>④～⑩ (略)</p> <p>⑪ 国際統一基準行において、「貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明」として以下の内容が記載されているか。また、本項目の記載に当たってはバーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」(2012年6月)の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の構成に関する開示項目のうち貸借対照表 (連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<p><u>照表。以下⑪において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>貸借対照表に表示される科目又は上記内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号・記号及びその他必要な説明</u> ・ <u>連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) 四半期ごとの開示事項 (新設)	<p>(4) 四半期ごとの開示事項</p> <p>① <u>国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</u></p> <p><u>また、第6条第1項に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第9号、第11号、第12号若しくは第13号に掲げる事項又は第9条</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>国際統一基準行及び内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼルⅡの趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><u>第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号、第10号若しくは第11号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p><u>② 第6条第1項第13号又は第9条第1項第11号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第6条第1項第12号又は第9条第1項第10号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることが出来るように記載することが適当である。</u></p> <p><u>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</u></p> <p><u>③ 内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼルⅡの趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。</u></p> <p>(以下略)</p>